

平成22年度税制改正要望（総括表）

平成21年10月

内閣府

1. 市民活動の促進

- 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置〔拡充・延長〕

2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

- PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置（固定資産税等の非課税）〔拡充〕

3. 防災対策の推進

- 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税及び法人税の特別償却、固定資産税の課税標準の特例措置）〔拡充・延長〕
- 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税及び法人税の特別償却）〔延長〕

4. 沖縄の振興等

- 沖縄におけるガソリン税に係る軽減措置（揮発油税等に関連した税制改正に対応した所要の措置）〔継続〕
- 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構への寄附金に関する特例措置（法人税等の寄附金に係る損金算入の特例）〔創設〕

5. その他

- 地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）〔廃止〕
- 地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置（特定地域再生事業会社に対する投資の税制上の優遇措置（投資額控除、損失繰延））〔廃止〕

1. 市民活動の推進

●特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置[拡充・延長]

<税目> (国 税) 法人税

概要

特定非営利活動法人の活動を促進する観点から、法人に対し寄附をした者等に税制上の特例措置を与える認定特定非営利活動法人制度が設けられているが、平成21年10月1日現在で認定特定非営利活動法人の数は107法人にとどまっている。そのため、認定特定非営利活動法人が十分に活躍するための財政基盤を強化し、認定特定非営利活動法人の数の拡大に寄与するため、認定特定非営利活動法人の税の優遇措置の拡充・延長を要望する。

要望内容

認定特定非営利活動法人制度を見直し、寄附税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。

具体的には、

1. 初回申請における実績判定期間の特例（来年3月終了）を延長すること。
2. 認定要件の緩和と申請書類の明確化を行い、書類審査のみを原則とするなど認定手続きの簡素化を進めること。
3. 審査期間を原則4ヶ月以内に短縮し、審査体制を一層強化すること。
4. みなし寄附金の制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更正保護法人並みの所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること。

<内閣府、外務省共同要望>

実績判定期間の経過措置特例

【要望事項】

実績判定期間の経過措置特例の適用の延長を、初めての認定の申請を行う法人について要望する。

【現行の実績判定期間の経過措置特例】

初めての認定又は2回目の認定を受けようとする特定非営利活動法人が、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に申請を行う場合は、実績判定期間※を2年（原則5年）とすることができる。

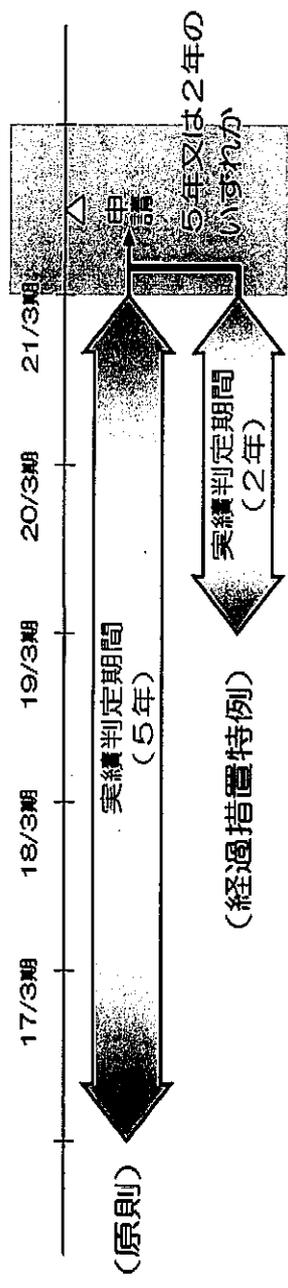
平成20年度税制改正における実績判定期間の延長に伴う経過的な措置として、平成21年度税制改正において設けられた実績判定期間の特例である。

○実績判定期間が5年・2年いずれの場合であっても、認定の有効期間は5年となる。

※実績判定期間

実績判定期間とは、パブリック・サポート・テラスト等の認定要件の判定対象となる期間のことで、認定の申請を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（2年）内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいう。

<例：3月決算法人の場合>



申請書類の明確化などの認定手続きの簡素化

申請書類は削減の上、文書により明確化されたものに限定し、認定審査は書類審査のみを原則とすることを要望する。

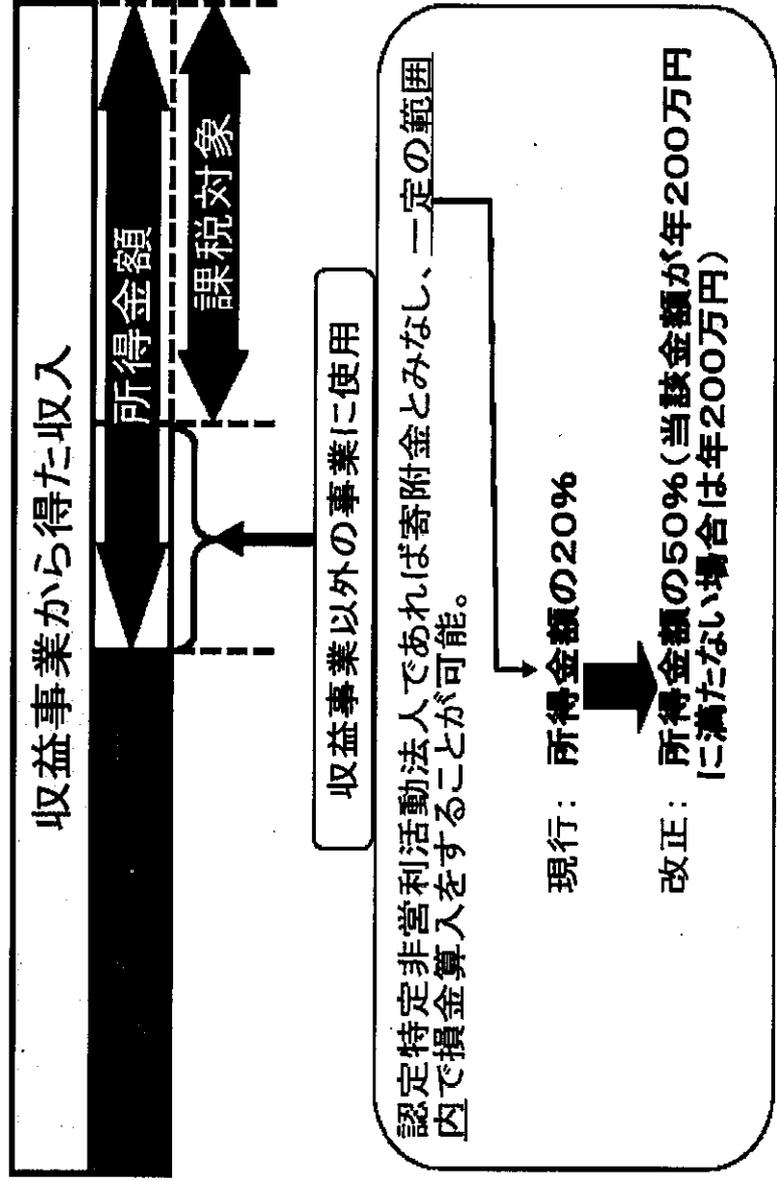
審査期間の短縮

審査期間を原則4ヶ月以内に短縮し、審査体制を一層強化することを要望する。

みなし寄附金制度の概要

「みなし寄附金制度」とは、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために出した金額をその収益事業に係る寄付金の額とみなし、一定の範囲内で損金算入することができる制度である。

みなし寄附金に係る認定特定非営利活動法人の損金算入限度額を現行の20%から50%（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）への引き上げを要望する。



2. P F I の推進

- P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る課税特例措置（固定資産税等の非課税）〔拡充〕

<税目>（地方税）固定資産税、都市計画税、不動産取得税

概要及び要望内容

1、現状

刑務所、斎場、給食センター等について、国や地方公共団体が直接整備すれば固定資産税等が非課税。一方、P F I 事業として整備した場合、施設の所有権を民間が持てば課税される。

2、現行の税制特例措置

サービス購入型（国、地方公共団体が事業費を全額負担）、
B O T 方式（施設完成後の施設所有権は民間）の P F I 事業で、
民間と競合しない施設について、
固定資産税、都市計画税、不動産取得税を2分の1に減免。

（平成17年度から平成21年度までの5ヵ年時限措置）。

（注1）平成17年度から平成21年度まで5年間の減税額は約8億円。

3、要望内容

現行の措置について、

○固定資産税、都市計画税、不動産取得税の2分の1減税→非課税

○5年間の時限措置→本則としての措置（期限を設けない）

とすること。

（注2）仮に固定資産税等を非課税としても、課税の場合と比較して公共セクター全体の負担は変わらない。

（注3）B O T 方式の P F I 事業は、一般に、B T O 方式（施設完成後の施設所有権は公共）の P F I 事業よりも民間のリスク負担が大きい。B O T 方式では、施設に保険を活用する等の民間のリスク管理が容易になる。

PFIの推進(税制改正要望)

○現状の問題

国や地方公共団体が直接整備・・・非課税

PFI(民間が施設を所有する場合)・・・課税

刑務所
齋場
給食センター等

○現行制度

・サービス購入型

(国、地方公共団体が事業費を全額負担)

・BOT方式

(施設完成後の施設所有権は民間)

・民間と競合しない施設

のPFI事業について

固定資産税

都市計画税

不動産取得税

を2分の1に減免

(平成17年度から平成21年度

までの5ヵ年時限措置)

○要望内容

現行の措置について

○固定資産税、都市計画税、不動産取得税の2分の1減税 → 非課税

○5年間の時限措置 → 本則としての措置(期限を設けない)

とすることを要望

3. 防災対策の推進

●地震防災対策用資産の取得に関する特例措置〔拡充・延長〕

＜税目＞ (国 税) 所得税、法人税
(地方税) 固定資産税

概要

行政だけでなく、個人事業者、企業、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を推進するため、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域において、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産の取得をした場合における、①所得税・法人税について特別償却制度(取得価格の100分の20)、②固定資産税の課税標準に関する特例措置(最初の3年間、価格の2/3)を講じている。

要望内容

上記特例措置(所得税、法人税、固定資産税)の対象地域を全国に拡充するとともに、固定資産税の特例措置を2年延長(平成22年4月1日から平成24年3月31日まで)する。

＜内閣府、厚生労働省、国土交通省共同要望＞

●事業用建築物に係る耐震改修促進税制〔延長〕

<税目> (国 税) 所得税、法人税

概要

事業者が、特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却ができる措置を延長する。

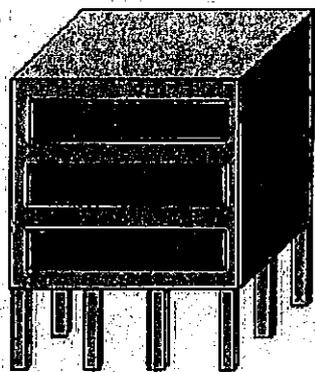
要望内容

上記特例措置を2年延長（平成22年4月1日から平成24年3月31日まで）する。

【耐震改修工事の具体例】

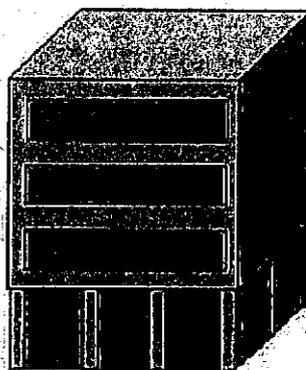
【耐震改修前】

1階部分がピロティ



【耐震改修後】

1階外周部に壁を増設



<内閣府、厚生労働省、国土交通省共同要望>

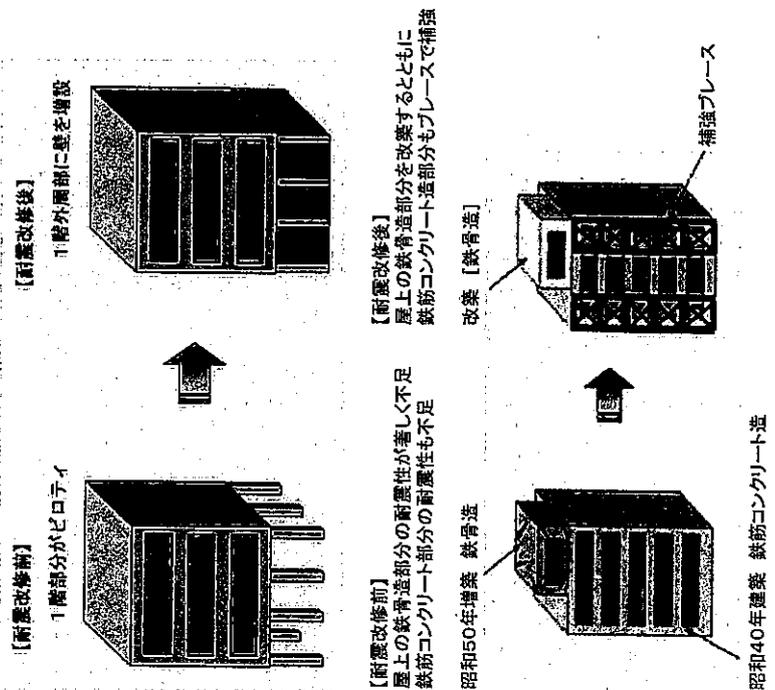
事業用建築物に係る耐震改修促進税制

所得税・法人税
内閣府・厚労省・国交省共同要望

事業者が、特定建築物(事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物)について、耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修工事費の10%の特例償却ができる。

【2年延長を要望】

耐震改修工事の具体例



耐震改修促進法のスキーム

地方公共団体による耐震改修促進計画の作成

- ・住宅、特定建築物の耐震改修等の目標
- ・公共建築物の耐震化の目標
- ・目標達成のための具体的な施策
- ・緊急輸送道路等の指定

指導・助言対象
所有者に対して耐震診断、耐震改修の努力義務

指導・助言対象

- 多額の者が利用する一定規模の建築物
学校、病院、百貨店、賃貸住宅、事務所等
- 一定量以上の火薬類、石油類を取り扱う貯蔵場、処理場
ガソリンスタンド、量販店等
- 耐震した場合に道路を開通させる住宅等

指示・公表対象

- 不特定かつ多額の者が利用する一定規模の建築物
小・中学校、病院、劇場、百貨店等
- 避難確保上特に配慮を要する者が利用する一定規模の建築物
保育所、老人ホーム等
- 大規模な火薬類、石油類を取り扱う貯蔵場、処理場の建築物

事業者による
耐震改修計画の作成

所管行政庁による認定

支援策

耐震以外の規定は既存不適格のまま可とする特例

- 補助等の実施
・住宅・建築物耐震改修等
事業補助
- ・耐震改修促進税制

4. 沖縄の振興等

- 沖縄におけるガソリン税（揮発油税・地方揮発油税）に係る軽減措置〔継続〕
＜税目＞（国 税）ガソリンに係る税（揮発油税・地方揮発油税）

概要及び要望内容

沖縄の県民生活及び産業経済の安定を図るため、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」等に基づき、平成24年5月まで、沖縄における揮発油税及び地方揮発油税について軽減措置（1キロリットル当たり7千円軽減）を講じることとされている。

これにより沖縄県内のガソリン価格が本土と同程度の価格に抑制されるとともに、本軽減措置を前提に沖縄県が実施する「石油製品輸送等補助事業」により、沖縄県内の本島・離島間の価格差是正が図られている。

平成22年度税制改正において、暫定税率の廃止など揮発油に関連した税制改正が行われた場合においても、現行の軽減措置を継続できるよう必要な措置を講じる。

（参考）現行の沖縄のガソリン税の軽減措置について

○ 沖縄地区

揮発油税率：	42,277 円/kℓ
地方揮発油税率：	4,523 円/kℓ
合計：	46,800 円/kℓ

○ 全 国

揮発油税率：	48,600 円/kℓ
地方揮発油税率：	5,200 円/kℓ
合計：	53,800 円/kℓ

沖繩のガソリン税の軽減措置

○沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(第80条)

沖繩県における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、揮発油税等の軽減措置を政令により定めることができる。

《暫定税率:53.8円/ℓ(本則税率:28.7円/ℓ) ⇔ 《沖繩の軽減税率:46.8円/ℓ》

県民生活・産業基盤の安定

ガソリン価格を抑制し、沖繩の県民生活の安定を確保、産業基盤を強化

- ▶1人当たり県民所得は全国の約7割(最下位)
- ▶家計消費支出に占めるガソリン代の割合は全国平均の約1.5倍

沖繩県内の価格差の是正

沖繩の離島は東西約1,000kmの広大な海域に点在し、輸送コストが大きい

- ▶東西約1,000kmの広大な海域(本州と比べると東京都を中心に東北から中国地方までが入る範囲)に約160の島々(うち有人島は49島)が点在(離島面積は県土の45%)

国税による軽減措置

沖繩における揮発油税等の軽減措置を実施し、ガソリン価格を本土並みに抑制することによって、沖繩の特殊事情に対応

＜現在の適用税率＞

沖繩:46.8円/ℓ(7円/ℓの軽減)
本土:53.8円/ℓ

＜軽減の効果(ガソリン価格)＞

沖繩:121.0円/ℓ
全国:123.0円/ℓ

(注)H21.4～10のレギュラーガソリンの平均価格(出所:石油情報センター)

石油製品輸送等補助事業

揮発油税等(国税)の軽減措置を前提に、1.5円/ℓの石油価格調整税(県税)を徴収し、県内離島への輸送経費補助を実施

＜補助事業額＞

年間 約8.5億円の補助を実施
離島への輸送経費の99.8%を補助

＜補助事業の効果＞

離島のガソリン価格を2.4～26.5円/ℓ軽減

離島を抱える沖繩の県民生活、産業経済の安定に寄与

軽減措置がなくなった場合

・ 本土とのガソリンの価格差が発生

- 本土ほどの減税効果がない(ガソリン価格が下がらない)

＜減税効果：本土▲25.1円/ℓ⇔沖縄▲18.1円/ℓ＞

- 相対的に沖縄のガソリン価格が高くなり地理的不利性が拡大
- 本土との産業競争力が低下(製造業、観光など)

・ 輸送費補助事業の継続が困難

- 県税徴収(1.5円/ℓ)は国税の軽減措置が前提

- 沖縄県内(離島)のガソリン価格の格差が拡大

- 離島によっては、現在よりもガソリン価格が上昇

＜南・北大東島では、7円/ℓ程度の上昇＞



軽減措置の継続の必要性

●試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度〔創設〕

<税目> (国 税) 法人税、所得税

(地方税) 法人住民税、事業税

概要

試験研究等を目的とする独立行政法人について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、独立行政法人の国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進するため、法人税、所得税の特例措置について、創設を要望する。

なお、独立行政法人整理合理化計画 (H19. 12. 24 閣議決定) で、独法の自律化に関する横断的措置として、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化を盛り込んだところであり、これを税制面から促進する必要がある。

また、研究開発力強化法 (H20. 10. 20 施行) で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が緊急の課題となっている。

要望内容

国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと等を業務とする独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構への寄附金について、他の試験研究等を目的とする独立行政法人とともに、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。

<試験研究独法所管省庁共同要望（文部科学省が取りまとめ予定）>

試験研究等を目的とする独法に係る指定寄附金制度の創設について

試験研究等を目的とする独法に係る指定寄附金制度を創設し、研究開発に必要な資金収入の拡充を図ることにより、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。

(法人が行う寄附に対する課税の取扱い)

寄附金の種類	損金算入額
国・地方公共団体 に対する寄附金	全額
指定寄附金	
特定公益増進法人(注1) に対する寄附金	損金算入限度額の 範囲内(注2)
一般寄附金	損金算入限度額の 範囲内

(注1) 独立行政法人は特定公益増進法人に指定されている

(注2) 損金算入限度額

(所得金額の5.0% + 資本金等の額の0.25%) × 1/2

* 平成20年度に、2.5% → 5.0%に引上げ

* なお、上記限度額は一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で認められる

(現行)

法人から独法に対する寄附金



(要望：指定寄附金)

法人から試験研究等を目的とする
独法に対する寄附金

全額損金算入

(独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構についても、他の試験研究等を目的とする独法とともに、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望する。(※本件については「研究開発力強化法」の別表に掲げられた32法人(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構を含む)の所管府省が並行して要望を実施(全体の取りまとめは文部科学省を予定)。